

④市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者、または卸売販売業者が市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課されます。

※たばこの小売価格には、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に負担しているのは消費者自身です。

◆市たばこ税を納める人（納税義務者）

市たばこ税の納税義務者は、たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）、および卸売販売業者です。

◆税額の計算

$$\text{売り渡し等に係る製造たばこの本数} \times \text{税率} \left[\frac{5,692}{1,000} \right]$$

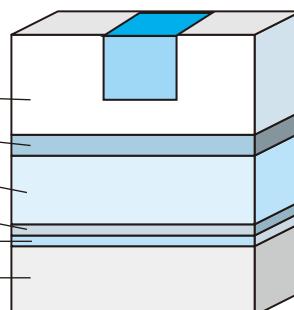
※令和2年10月1日からは $\left[\frac{6,122}{1,000} \right]$ へ変更となります。

◆納税の方法

前月分を毎月末日まで、上記納税義務者が申告、納付します。

※紙巻たばこ1箱（20本入り、490円）あたりの内訳は？

原 材 料 費 等	180.58円
消費税（地方消費税を含む）	44.54円
市 た ば こ 税	113.84円
県 た ば こ 税	18.60円
た ば こ 特 別 税（国税）	16.40円
た ば こ 税（国税）	116.04円



⑤鉱産税

◆鉱産税を納める人（納税義務者）

鉱産税の納税義務者は、鉱物の採掘の事業を行う鉱業者です。

◆税額の計算

$$\text{鉱物の価格} \times \text{税率} \left[\frac{1}{100} \right]$$

※鉱物の価格が200万円までは、税率 $\left[\frac{0.7}{100} \right]$

◆納税の方法

前月分を毎月10日から末日まで、鉱業者が申告、納付します。

⑥特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取引の抑制と土地の有効利用の促進を図ることを目的とした税で、土地の所有に対してかかるもの（保有分）と、土地の取得に対してかかるもの（取得分）の2種類があります。なお、平成15年度以降は新たな課税を行っておりません。

⑦入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯行為に対して課されます。

◆入湯税を納める人（納稅義務者）

入湯税の納稅義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。

◆税額の計算

1人1日 150円

※一般の公衆浴場への入場者及び12歳未満の子供にはかかりません。また、主に日帰り客が利用する施設で、料金が3,500円以下の場合等は免除されます。

◆納稅の方法

鉱泉浴場の経営者などが入湯客から特別徴収し、前月分を毎月15日までに申告、納付します。

⑧都市計画税

都市計画税は、道路、下水道などの建設、公園の整備などの都市計画事業に要する費用に充てるために設けられた税金です。

◆都市計画税を納める人（納稅義務者）

都市計画税の納稅義務者は、その年の1月1日（賦課期日）現在いわき市の市街化区域内に土地、家屋を所有している人です。

◆土地の課税標準額の算出方法

固定資産税と同様の負担調整措置が講じられます。ただし、住宅用地に対する課税標準の特例措置は小規模住宅用地は価格の1／3、一般住宅用地は価格の2／3となります。

◆税額の計算

課税標準額 × 税率 [$\frac{0.3}{100}$]

◆免税点

固定資産税で免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

◆納税の方法

固定資産税の納税通知書と一緒にになって通知されますので、あわせて納付します。

⑨事業所税

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。

事業所税は、事業所等において行う事業に対して課され、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と従業者の給与総額を対象とする「従業者割」によって構成されています。

区分	事業所税	
	資産割	従業者割
課税客体	事務所又は事業所で行われている事業	
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課税標準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人 事業年度 個人 原則として1月1日～12月31日	
税率	事業所床面積 1m ² につき600円	従業者給与総額の 100分の0.25
免税点 (※1)	いわき市内の合計事業所床面積が 1,000m ² 以下	いわき市内の合計従業者数が 100人以下
徴収の方法	申告納付	
申告納付期限	法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年の3月15日	

※1 事業所税における免税点の制度は、基礎控除の制度ではありません。

したがって、例えば課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500m²の場合は、免税点を超えることとなります。この場合、その超えた部分(500m²)のみだけでなく、全体の1,500m²が課税対象となります。

⑩国民健康保険税

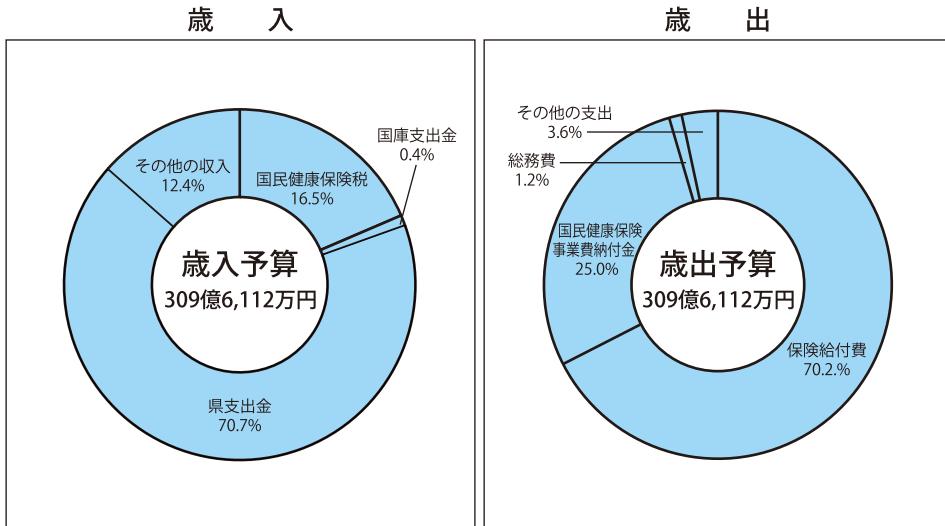
◆国民健康保険事業について

病気やケガは突然に私達をおそいます。このような病気やケガに備えることを目的として運営されているのが医療保険制度です。

国民健康保険(以下「国保」といいます)もその1つで、他の健康保険(全国健康保険協会の健康保険「協会けんぽ」や企業、共済組合などの管理する健康保険など)に加入している人以外の人を対象として、医療給付等を行っています。

この国保は、県からの交付金等と皆さんから納めていただく国民健康保険税(以下「国保税」といいます)によって運営されており、令和2年度国保事業会計6月補正予算は次のとおりです。

令和2年度 国保事業会計予算（6月補正予算）



◆後期高齢者医療制度と国民健康保険税

平成20年4月に後期高齢者医療制度が導入され、75歳以上の方はすべて後期高齢者医療制度へ移行することとなりましたことに伴い、国保税の算出方法が、基礎課税額としての計算から基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額に分けて計算するようになりました。

後期高齢者支援金等課税額とは、後期高齢者医療制度を支える目的で創設され、0歳から74歳までのすべての方が負担し、後期高齢者の医療費に充てられています。

被保険者年齢別の国保税の計算は次のようになっています。

0歳～39歳 …… 基礎課税額+後期高齢者支援金等課税額

40歳～64歳 …… 基礎課税額+後期高齢者支援金等課税額+介護納付金課税額

65歳～74歳 …… 基礎課税額+後期高齢者支援金等課税額

◆国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主本人が国保の被保険者でない場合でも、同一世帯に被保険者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。

◆税額の計算

国保税は基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額と年齢に応じて介護納付金課税額の合計額により算出します。

(1)基礎課税額………①～③の合計で年間63万円を限度として課税します。

区分	課 税 標 準	税 率
①所得割額	前年中の総所得金額等 一 330,000円（基礎控除額）	7.9%
②均等割額	世帯内の被保険者数	一人につき21,400円
③平等割額	一世帯	21,800円

(2)後期高齢者支援金等課税額………①～③の合計で年間19万円を限度として課税します。

区分	課 税 標 準	税 率
①所得割額	前年中の総所得金額等 一 330,000円（基礎控除額）	2.7%
②均等割額	世帯内の被保険者数	一人につき7,900円
③平等割額	一世帯	5,800円

(3)介護納付金課税額………①～③の合計で年間17万円を限度として課税します。

区分	課 税 標 準	税 率
①所得割額	前年中の総所得金額等 一 330,000円（基礎控除額）	2.5%
②均等割額	世帯内の被保険者数	一人につき6,400円
③平等割額	一世帯	6,300円

◆低所得世帯への軽減措置

世帯主と被保険者の総所得金額等の合算額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額から次の割合が減額されます。

軽減割合	総所得金額等（世帯合計所得）の基準
7割軽減	33万円 以下
5割軽減	33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下

◆滞納者にかかる措置

国保税は、国保を健全に運営していくための重要な財源です。そのため、国保税を納める能力がありながら納めない世帯については、税負担の公平を図るため、国民健康保険法に基づいた措置がとられることになります。

政令で定められた特別の事情がある場合を除き、国保税の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険税を納付せず、かつ、次のいずれかに該当する世帯主に対して行うものです。

- ・納付相談、指導に一向に応じようとしない場合
- ・納付(分納)の約束をしながら、誠意をもって履行しない場合
- ・滞納処分を免れるため、財産を隠匿した場合

1から7へと段階的な措置がとられることになります。

1. 督促手数料・延滞金が加算されたりする場合があります。
2. 財産の差押などの滞納処分を行う場合もあります。
3. 通常の保険証より有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。
4. 納期限から1年経過すると保険証に代わり、「被保険者資格証明書」が交付されます。
(このとき、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。)
5. 納期限から1年6ヶ月経過すると国保の給付の全部または一部が差し止められる場合もあります。
6. さらに延滞が続くと国保の給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられる場合もあります。
7. 介護保険の給付も制限される場合があります。

ご存知ですか？

非自発的失業者（会社都合等による離職者）の方の軽減措置について

会社の倒産や解雇等により失業された方は、軽減措置の申請をすると、前年の給与所得を30%として算定し、国保税が軽減される場合があります。

■対象者（次のすべてを満たす人が対象です。）

- ①失業時点で65歳未満の人
- ②雇用保険受給者証に記載されている離職理由の番号が次のいずれかになっている方
11、12、21、22、23、31、32、33、34

■申請に必要なもの

- ①保険証
- ②雇用保険受給資格者証
- ③申請者（世帯主）及び対象者の「個人番号（マイナンバーカード）」又は「通知カード（マイナンバー）及び身分証明書（運転免許証等）」